

基安労発 0522 第 1 号
令和 7 年 5 月 22 日

別記団体の理事等 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(契印省略)

熱中症の健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化の防止等のための改正労働安全衛生規則の周知について（お願い）

平素より、労働安全衛生行政への格段の御理解、御協力をいただいております。御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、令和 6 年における休業 4 日以上之死傷災害は、1,195 人（速報値）と調査開始以来最多となっているところです。特に、死亡災害については、3 年連続で 30 人以上となっており、労働災害による死亡者数全体の約 4 % を占める状況にあるなど、その対策が重要となっているところです。熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、令和 7 年 4 月 15 日に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令 57 号。以下「改正省令」という。）が別添 1 のとおり公布され、同年 6 月 1 日から施行することとされたところです。

今般、改正省令の施行通達を別添 2 のとおり発出しましたので、改正省令の内容や留意事項等について、別添 1、2 とともに、別添 3、4 のパンフレット、リーフレットを用いて、傘下会員ほか関係者に広く周知いただくとともに、本改正省令に基づく取組が促進されますよう、特段の配慮をお願いいたします。

別記

一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長

中央労働災害防止協会 専務理事

建設業労働災害防止協会 専務理事

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 専務理事

林業・木材製造業労働災害防止協会 専務理事

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 専務理事

日本商工会議所 産業政策第二部長

全国中小企業団体中央会 常務理事

建設労務安全研究会 理事長

一般社団法人日本建設業連合会 専務理事

一般社団法人全国建設業協会 専務理事

一般社団法人全国中小建設業協会 専務理事

一般社団法人全国警備業協会会長

一般社団法人日本鉄鋼連盟業務部長

公益社団法人日本医師会会長